

2024年4月19日

各位

株式会社 SBI 証券

## 国内株式現物取引マッチングサービス「SBI クロス」提供開始のお知らせ

株式会社 SBI 証券(本社:東京都港区、代表取締役社長:高村正人、以下「当社」)は、2024年4月22日(月)から、「SOR 注文」の新たな取次ぎ先として、「SBI クロス」へ接続することとなりましたので、お知らせします。「SBIクロス」は、社内取引システムにてお客さまの注文とマーケットメーカーの注文をマッチングさせて ToSTNeT で約定させるサービスで、いわゆるダークプール<sup>※</sup>取引となります。

※ ダークプールとは、証券会社が投資家同士の売買注文を付け合わせ、対当する注文があれば金融商品取引所の立会外市場(ToSTNeT)に発注を行い約定させる取引をいいます。

「SOR(スマート・オーダー・ルーティング)注文」とは、複数市場から最良の気配価格を提示している市場を選択して注文を執行する形態の注文です。当社の「SOR 注文」は、「SBI クロス(ダークプール)」、「証券取引所(当社優先市場)」、ジャパンネクストPTSの「J-Market(第1市場)」および「X-Market(第2市場)」、「大阪デジタルエクスチェンジ PTS」の5市場等で提示されている気配価格等を監視し、最良価格(同値を含む)を提示する市場等を判定して、自動的に注文を執行します。このたびの「SBI クロス」の追加により SOR の判定先が増え、より有利な価格での約定機会が増加し、価格改善効果の向上が期待できます。

### ■「SBI クロス」のイメージ



## ■「SBIクロス」の概要

対象取引	国内株式現物取引のみ
参加ルール	取引参加基準: 国内株式現物取引の注文において SOR を利用して発注 回送を拒否する方法: 発注時に優先市場もしくは PTS 市場を選択
SBI クロス対象銘柄	国内金融商品取引所に上場する銘柄の内、SOR 対象銘柄 (SBI 証券が選定している SOR システムにより取次ぎ先が自動判定される銘柄です。SOR 対象銘柄は国内株式の個別銘柄画面で「SOR」「SOR 対象銘柄」と表示されます ※ 新規上場銘柄は、初値形成後より SOR 対象銘柄となります。
取引時間	東証立会時間 (9:00-11:30 と 12:30-15:00) と同じ

※ SBI クロスで金融商品取引所の最良気配と同値で約定した場合、お客さまにとって価格改善はありません。その他詳細は「SBI クロスに関する説明書」等をご確認ください。

※ 4月22日(月)・4月23日(火)の2日間は、新サービスの安定稼働確認期間として、「SBIクロス」のサービスを限定して提供予定です。詳細は[こちら](#)。

当社の国内株式現物取引は、2023年9月以降、「ゼロ革命」※(「オンラインでの国内株式売買手数料無料化(第一弾)」による「取引コスト0円」メリットに加え、従来よりも有利な価格で約定する機会が増える可能性がある SOR サービスを同時に利用することができます。

また、PC サイトから閲覧できる SOR レポートも提供し、お客さま一人ひとりの約定の価格改善効果をひと目で確認できます。「取引コスト0円」、「従来より価格改善効果が期待できる SOR サービス」とともに利便性向上にも積極的に取り組んでおり、お客さまのご投資成績向上に貢献していきます。

今後も個人投資家の皆さまのさまざまなニーズにお応えし、コスト低減やサービス拡充に積極的に取り組んでいきます。

※ 「ゼロ革命」(国内株式売買手数料無料化)による手数料無料の適用には「電子交付」設定等の条件があります。詳細は[当社 WEB サイト](#)をご確認ください。

### <金融商品取引法等に係る表示>

商号等 株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者、商品先物取引業者

登録番号 関東財務局長(金商)第44号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本 STO 協会、日本商品先物取引協会

<手数料等及びリスク情報について>

SBI証券の証券総合口座の口座開設料・管理料は無料です。

SBI証券で取り扱っている商品等へのご投資には、商品毎に所定の手数料や必要経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等は価格の変動等により損失が生じるおそれがあります(信用取引、先物・オプション取引、商品先物取引、外国為替保証金取引、取引所CFD(くりっく株365)では差し入れた保証金・証拠金(元本)を上回る損失が生じるおそれがあります)。各商品等への投資に際してご負担いただく手数料等及びリスクは商品毎に異なりますので、詳細につきましては、SBI証券WEBサイトの当該商品等のページ、金融商品取引法等に係る表示又は契約締結前交付書面等をご確認ください。

\*\*\*\*\*